八幡平市農山漁村再生可能エネルギー協議会規約

令和８年８月 25 日制定

（名称）

第１条　この協議会は、八幡平市農山漁村再生可能エネルギー協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。次条第１号において「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、同法第５条第１項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

（１）　法第５条第２項及び第３項に規定する基本計画の記載事項の内容

（２）　再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担

（３）　再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 13 条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

（４）　再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること

２　前項各号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー発電設備による地域貢献及び地域に及ぼす影響に関する事項を協議することができる。

３　この規約に関する事項

（協議会の委員）

第４条　協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１）　発電事業者

（２）　原料供給者

（３）　林業団体

（４）　関係住民

（５）　八幡平市農業委員会

（６）　八幡平市市民部長

（７）　八幡平市産業建設部長

（８）　その他協議会が必要と認める者

（届出）

第５条　委員は、その氏名又は住所（委員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

（委員の任期）

第６条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げないものとする。

２　補欠による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（役員の定数及び選任）

第７条　協議会に次の役員を置く。

（１）　会長　１名

（２）　副会長　１名

２　会長は、第４条の委員の中から互選により定める。

３　副会長は、会長の指名により定める。

３　第１項の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第８条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

（役員の任期満了又は辞任の場合）

第９条　役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（会議の招集）

第 10 条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2　会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3　会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第 11 条　会議は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2　委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

3　会議の議事の承認は原則として出席者全員で決するものとする。

4　協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（議事録）

第 12 条　会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2　議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

（1）　開催日時及び開催場所

（2）　委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名

（3）　議案

（4）　議事の経過の概要及びその結果

3　議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは公表しないものとする。

（協議結果の尊重義務）

第 13 条　会議において協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第 14 条　協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2　事務局は、八幡平市市民部まちづくり推進課に置く。

3　協議会の庶務は、事務局が処理する。

（協議会の解散）

第 15 条　協議会を解散する場合は、委員の２分の１以上の同意を得なければならない。
２　第２条の目的に係る事項について協議をする必要がなくなったときは、協議会を解散する。

（その他）
第 16 条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規約は、令和８年８月 25 日から施行する。